

令和 7 年第 1 回市議会定例会 提 出 議 案 の 概 要

新 座 市

提出議案（合計４７件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 …… １件

予算 １件（令和６年度新座市一般会計補正予算（第９号））

【条例案件】 …… １３件

新規制定 ２件（新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか１件）

一部改正 １０件（新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか９件）

廃止 １件（新座市高額療養費資金貸付基金条例及び新座市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例）

【予算案件】 …… １２件

当初 ７件（令和７年度新座市一般会計予算ほか６件）

補正 ５件（令和６年度新座市一般会計補正予算（第１０号）ほか４件）

【契約案件】 …… ４件

変更 ３件

新規 １件

【財産案件】 …… １件

無償譲渡 １件

【人事案件】 …… １６件（新座市副市長の選任についてほか１５件）

【専決処分の承認を求める案件】

…… 1 件（予算 1 件）

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 6 年度新座市一般会計補正予算（第 9 号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和 7 年 1 月 15 日に行ったので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

住民税非課税世帯に係る給付金の給付事業に対応するため、歳入歳出予算に 615,661 千円を追加したもの

＊ 次のとおり給付金を支給するもの

- 1 住民税非課税世帯に対し、1 世帯につき 3 万円を支給（対象 18,000 世帯）
- 2 住民税非課税世帯のうち、18 歳以下の子がいる世帯に対し、子 1 人につき 2 万円を支給（対象者 2,000 人）

【条例案件】 …… 13 件（新規制定 2 件、一部改正 10 件、廃止 1 件）

議案第 2 号 新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規制定）

〔要旨〕

乳児等通園支援事業（※）の設備及び運営に関する基準を定めるもの

※ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園給付を行うもの（こども誰でも通園制度）

〔条例制定の背景〕

児童福祉法の一部改正により、令和 7 年度から乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として制度化されることとなり、本市においても同年度から事業を開始することとしている。

児童福祉法の規定により、市町村は、国の基準（府令）の定めるところにより、乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとされている。

本市においては、国と同じ基準を定めることとして条例を制定するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例（新規制定）

〔要旨〕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図るもの

【条例制定の背景】

令和4年に公布された刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する改正がなされた。同法が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役又は禁錮について規定する次の条例の改正を行うものである。

【改正する条例】

- ① 職員の給与に関する条例
- ② 新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ③ 新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例
- ④ 教育委員会教育長の給与等に関する条例
- ⑤ 新座市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ⑥ 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例
- ⑦ 新座市個人情報の保護に関する法律施行条例

〔施行日〕

施行日は、令和7年6月1日とする。

議案第4号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

〔要旨〕

一般職の職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 令和6年度12月分の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、それぞれ0.05月分引き上げるもの
- 2 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当について、6月分及び12月分の支給割合の配分を変更するもの

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合 (単位：月)

		6月	12月	合計	総支給割合
令和6年度（現行）	期末手当	1.225	1.225	2.45	4.50
	勤勉手当	1.025	1.025	2.05	
令和6年度（改正後）	期末手当	1.225	1.275	2.50	4.60
	勤勉手当	1.025	1.075	2.10	

令和7年度（改正後）	期末手当	1. 2 5 0	1. 2 5 0	2. 5 0	4. 6 0
	勤勉手当	1. 0 5 0	1. 0 5 0	2. 1 0	

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。ただし、上記2の改正は、令和7年4月1日とする。

議案第5号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和7年4月1日とする。

議案第6号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和7年4月1日とする。

議案第7号 新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

障がい児相談支援事業、計画相談支援事業及び基本相談支援事業（※）を実施するもの

※ 障がい児通所支援サービス等の利用者に対し、当該サービスに係るプランの作成及び利用状況の検証等を行うとともに、障がい児、障がい児の保護者及び障がい児の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うもの

〔条例改正の背景〕

児童発達支援センターの業務について、開設時に保育所等訪問支援事業及び障がい児相談支援事業等を段階的に実施する方針としており、保育所等訪問支援事業は令和2年12月1日から実施している。

障がい児相談支援事業等について、令和7年4月1日以降の実施体制が整ったため、同日から実施することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

障がい児及びその保護者等に対する支援を拡充することができる。

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 8 号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

本市の国民健康保険税については、埼玉県の方針により、令和 9 年度の県内における保険税水準の統一（※）に向けて、段階的に税率等を改定することとしている。

この方針に従い、令和 7 年度の国民健康保険税について、後期高齢者支援金等分に係る限度額を改定するものである。

＊ 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の三つで構成している。

※ 原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとするもの

〔施策の効果及び影響〕

後期高齢者支援金等分

	現行	改定後
所得割	2. 3 2 %	2. 3 2 %
均等割	1 4, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
限度額	2 2 0, 0 0 0 円	2 4 0, 0 0 0 円

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 9 号 新座市歯科口腔保健の推進に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

6 5 2 5 運動（※）に係る施策を廃止するもの

※ 6 5 歳で自らの歯を 2 5 本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。

〔条例改正の背景〕

市では、国が実施する 6 0 2 4 運動に準じるものとして 6 5 2 5 運動を実施しているが、国においては、目的を達成したとして、令和 5 年度をもって当該取組を終了している。

これを踏まえて、6 5 2 5 運動に係る施策を廃止することとして、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 10 号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

建築基準法等の一部改正に伴い、新たに行う事務に係る手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 11 号 新座市下水道条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

下水道使用料の額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

本市の令和 7 年度以降の公共下水道事業の収支について、埼玉県による荒川右岸流域下水道維持管理負担金の増額改定及び節水型機器の普及による使用水量の減少に伴う使用料収入の減により、収益的収支に損失が生じる見込みである。

また、資本的支出について、企業債の償還、汚水管渠の老朽化対策及び大規模地震の発生に備えた耐震化を進める必要がある。

これらを踏まえて、下水道使用料の額を改定することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

現行			改定後			
区分	汚水排除量	月額	区分	基本使用料 (1 か月につき)	従量使用料	
					汚水排除量	月額
一般 汚水	10 m ³ まで	基本料金 740 円	一般 汚水	640 円	10 m ³ まで	1 m ³ につき 35 円
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³ につき 75 円			10 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³ につき 90 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	1 m ³ につき 86 円			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	1 m ³ につき 120 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	1 m ³ につき 97 円				
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	1 m ³ につき 109 円			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	1 m ³ につき 140 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	1 m ³ につき 120 円			100 m ³ を超え 500 m ³ まで	1 m ³ につき 160 円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	1 m ³ につき 131 円			500 m ³ を超え るもの	1 m ³ につき 190 円
	1,000 m ³ を超 えるもの	1 m ³ につき 142 円				
公衆浴 場汚水		1 m ³ につき 61 円	公衆浴 場汚水			1 m ³ につき 61 円

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 7 月 1 日とする。

議案第 12 号 新座市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

非常勤消防団員の退職報償金については、消防組織法の規定により条例で定めることとされている。本市の退職報償金の額については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の規定を踏まえて定めており、この度、同令の一部改正により、退職報償金の勤務年数区分に「35 年以上」の区分が追加された。

このことを踏まえて、国と同じ区分を追加することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

区分	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長/班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 13 号 新座市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法の規定により、国の資格要件（政令）を参酌して条例で定めることとされているため、当該資格要件を参酌し、国と同じ資格要件を定めることとして条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

議案第 1 4 号 新座市高額療養費資金貸付基金条例及び新座市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

〔要旨〕

高額療養費資金貸付基金及び国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止するもの

〔条例廃止の背景〕

高額療養費（※）及び出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の経済的負担を軽減することを目的として、高額療養費資金及び国民健康保険出産費資金を貸し付けるための基金を設置しているが、高額療養費及び出産育児一時金を医療機関に直接支払うこととする制度が導入され、被保険者自身が医療機関の窓口において高額な支払を行う機会が減少したことに伴い、貸付けの利用者がいない状態が続いている。

このことを踏まえて、本市の高額療養費資金及び国民健康保険出産費資金の貸付け並びに当該貸付けに係る基金を廃止するものである。

※ 医療費の自己負担額（月額）が上限額を超えた場合において、当該者に対して支給される当該超過相当分をいう。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 …… 1 2 件（当初 7 件、補正 5 件）

議案第 1 5 号 令和 7 年度新座市一般会計予算

議案第 1 6 号 令和 7 年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 1 7 号 令和 7 年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第 1 8 号 令和 7 年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 1 9 号 令和 7 年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第 2 0 号 令和 7 年度新座市水道事業会計予算

議案第 21 号 令和 7 年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 6 年度新座市一般会計補正予算（第 10 号）

議案第 23 号 令和 6 年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 24 号 令和 6 年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 6 年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 26 号 令和 6 年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）

【契約案件】 …… 4 件（変更 3 件、新規 1 件）

議案第 27 号 工事等委託契約の変更について〔（仮称）新座市大和田三丁目公園整備工事等〕

議案第 28 号 工事施行協定の変更について〔新堀歩道橋撤去工事〕

議案第 29 号 工事請負契約の変更について〔新座市立第二中学校校舎長寿命化改修工事〕

議案第 30 号 工事請負契約の締結について〔旧新座市保健センター解体工事〕

【財産案件】 …… 1 件

議案第 31 号 財産の無償譲渡について

大和田一丁目地内の土地（墓地）を無償で譲渡することについて議会の議決を得るため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するもの
所 在 新座市大和田一丁目 4 2 4 番 1 及び同番 2

面 積 788.87平方メートル

【人事案件】 ……16件

議案第32号 新座市副市長の選任について

現副市長山崎糧平の任期が、令和7年3月31日で満了となるが、引き続き同人を副市長に選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により提案するもの

議案第33号 新座市教育委員会委員の任命について

新座市教育委員会委員鈴木松江氏の任期が、令和7年3月31日で満了となることに伴い、後任として児玉裕子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するもの

議案第34号 新座市農業委員会委員の任命について〔榎本賢治氏・地区推薦〕

〔新座市農業委員会委員の任命（議案第34号から議案第47号まで）について〕
令和7年3月31日で任期が満了となる新座市農業委員会委員の後任として、次に掲げる者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案するものである。

榎本賢治氏（再任）、神谷清明氏（再任）、岩崎浩氏、清水徹三氏、鈴木惣一郎氏、田中広之氏、並木茂氏、橋本大氏、長谷部和士氏、細沼真之氏、高橋遼太氏（再任）、土屋勝氏、濱中知美氏（再任）及び三上文子氏

議案第35号 新座市農業委員会委員の任命について〔神谷清明氏・地区推薦〕

議案第36号 新座市農業委員会委員の任命について〔岩崎浩氏・地区推薦〕

議案第37号 新座市農業委員会委員の任命について〔清水徹三氏・地区推薦〕

議案第38号 新座市農業委員会委員の任命について〔鈴木惣一郎氏・地区推薦〕

議案第39号 新座市農業委員会委員の任命について〔田中広之氏・地区推薦〕

議案第40号 新座市農業委員会委員の任命について〔並木茂氏・地区推薦〕

議案第41号 新座市農業委員会委員の任命について〔橋本大氏・地区推薦〕

議案第42号 新座市農業委員会委員の任命について〔長谷部和士氏・地区推薦〕

議案第43号 新座市農業委員会委員の任命について〔細沼真之氏・地区推薦〕

議案第44号 新座市農業委員会委員の任命について〔高橋遼太氏・法人推薦〕

議案第45号 新座市農業委員会委員の任命について〔土屋勝氏・法人推薦〕

議案第46号 新座市農業委員会委員の任命について〔濱中知美氏・公募〕

議案第47号 新座市農業委員会委員の任命について〔三上文子氏・公募〕

追加を予定する議案（９件）

【条例案件】 ……４件（一部改正４件）

議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 号 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

【予算案件】 ……３件（補正３件）

議案第 号 令和６年度新座市一般会計補正予算（第１１号）

議案第 号 令和６年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別
会計補正予算（第５号）

議案第 号 令和７年度新座市一般会計補正予算（第１号）

【契約案件】 ……２件

議案第 号 工事請負契約の締結について〔新座市立第四小学校校舎長寿命
化改修工事〕

議案第 号 工事請負契約の締結について〔新座市立池田小学校校舎長寿命
化改修工事〕